

	介護保険事業所番号	1670200185
廃止の届出を受理した年月日		令和5年2月6日

事業者の名称		神崎福祉会株式会社
サービスの種類		訪問看護
事業所	名称	訪問看護ステーションサンケア高岡
	所在地	高岡市赤祖父 636番地
	介護保険事業所番号	1660290121
廃止の届出を受理した年月日		令和5年2月10日

事業者の名称		社会福祉法人氷見市社会福祉協議会
サービスの種類		訪問入浴介護
事業所	名称	社会福祉法人氷見市社会福祉協議会
	所在地	氷見市鞍川 967番地
	介護保険事業所番号	1670500147
廃止の届出を受理した年月日		令和5年2月13日

富山県告示第88号

指定介護予防サービス事業者の廃止の届出について

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者から同法第115条の5第2項の規定により次のとおり廃止の届出があったので、同法第115条の10第2号の規定により公示する。

令和5年3月3日

富山県知事 新 田 八 朗

事業者の名称		神崎福祉会株式会社
サービスの種類		介護予防訪問看護
事業所	名称	訪問看護ステーションサンケア高岡

	所在地	高岡市赤祖父 636番地
	介護保険事業所番号	1660290121
廃止の届出を受理した年月日		令和5年2月10日

事業者の名称		社会福祉法人氷見市社会福祉協議会
サービスの種類		介護予防訪問入浴介護
事業所	名称	社会福祉法人氷見市社会福祉協議会
	所在地	氷見市鞍川 967番地
	介護保険事業所番号	1670500147
廃止の届出を受理した年月日		令和5年2月13日

富山県告示第89号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月3日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和5年3月3日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 松木鷲塚線	射水市沖塚原97番3から 射水市沖塚原1201番まで	変更前		最大 18.3 最小 10.7	293.4	高岡土木 センター
	射水市沖塚原97番4から 射水市沖塚原1201番まで	変更後		最大 18.9 最小 11.1	293.4	

富山県告示第90号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月3日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和5年3月3日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 松木鷲塚線	射水市沖塚原97番4から 射水市沖塚原1201番まで	令和5年3月3日	高岡土木 センター

富山県告示第91号

都市計画事業の認可について

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月3日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 施行者の名称
砺波市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
砺波都市計画公園事業
5・4・1号 砺波市チューリップ公園
- 3 事業地
収用の部分 富山県砺波市となみ町 地内
使用の部分 なし
- 4 事業施行期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

富山県告示第92号

有害図書等の指定について

富山県青少年健全育成条例（昭和52年富山県条例第4号）第9条第1項の規定により青少年に有害な図書等として次のとおり指定をするので、同条例第22条の規定により公示する。

令和5年3月3日

富山県知事 新 田 八 朗

番号	種別	図書名等	号数又は発行年月日	発行所名	指定理由
19365	書籍	アリエナイ理科ノ大事典 [改訂版]	ISBN978-4-86673-142-1	株式会社 三才ブックス	内容の全部又は一部が著しく青少年の犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
19366	書籍	裏マニアックス極太裏事典 ULTIMATE	ISBN978-4-86673-342-5	株式会社 三才ブックス	内容の全部又は一部が著しく青少年の犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

富山県告示第93号

新規土地改良事業施行の認可について

射水平野土地改良区から申請のあった今開発西地区の新規土地改良事業施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、令和5年2月17日認可した。

令和5年3月3日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県告示第94号

定款変更及び新規土地改良事業施行の認可について

射水平野土地改良区から申請のあった定款変更及び沖塚原地区の新規土地改良事業施行については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項及び同法第 48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により、令和 5 年 2 月17日認可した。

令和 5 年 3 月 3 日

富山県知事 新 田 八 朗

指 示

富山県内水面漁場管理委員会指示第 1 号

神通川水系熊野川における水産動物採捕規制について

漁業法（昭和24年法律第 267号）第 120条第 1 項及び第 171条第 4 項の規定により、水産動物採捕について次のとおり指示する。

令和 5 年 3 月 3 日

富山県内水面漁場管理委員会

会 長 田 中 篤 人

次の表の左欄に掲げる河川の同表の中欄に掲げる区域においては、同表の右欄に掲げる期間中、水産動物を採捕してはならない。

ただし、富山県漁業調整規則第46条の規定により知事の特別採捕の許可を受けた者が採捕する場合は、この限りでない。

河川名	区域	期間
神通川水系熊野川	小俣橋下流端から熊野川ダム下流端までの区域	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで

富山県内水面漁場管理委員会指示第 2 号

令和 5 年度増殖目標量について

第5種共同漁業権内共第1号（笹川）ほか16漁場の令和5年度における増殖目標量については、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和5年3月3日

富山県内水面漁場管理委員会

会長 田中 篤 人

1 増殖目標量

免許番号	漁業権者名	増殖魚種	増殖方法	増殖規模
内共第1号 （笹川）	朝日内水面漁業協同組合	あゆ	放流	150kg 以上
		やまめ	放流	1,500尾以上
		いわな	放流	1,500尾以上
内共第2号 （小川）	朝日内水面漁業協同組合	あゆ	放流	600kg 以上
		やまめ	放流	3,000尾以上
		いわな	放流	3,000尾以上
		さくらます	放流	20kg 以上
内共第3号 （黒部川）	黒部川内水面漁業協同組合	あゆ	放流	5,000kg 以上
			放流（親魚）	5,000尾以上
		やまめ	放流	22,000尾以上
		いわな	放流	20,000尾以上
		さくらます	放流	300kg 以上
		かじか	放流	10,000尾以上
内共第4号 （片貝川）	呉東内水面漁業協同組合	あゆ	放流	450kg 以上
		やまめ	放流	2,000尾以上
	黒部川内水面漁業協同組合	いわな	放流	2,000尾以上
内共第5号 （角川）	呉東内水面漁業協同組合	あゆ	放流	450kg 以上
		やまめ	放流	2,000尾以上
		いわな	放流	2,000尾以上
		こい	放流	2,000尾以上
内共第6号 （上市川）	中新川内水面漁業協同組合	あゆ	放流	300kg 以上
		こい	放流	5,000尾以上
		やまめ	放流	2,000尾以上
		もくずがに	放流（親蟹）	25kg 以上
内共第7号 （上市川上流）	白龍漁業協同組合	いわな	放流	3,000尾以上
		にじます	放流	3,000尾以上

		ふな	放流	1,500尾以上
内共第8号 (白岩川)	中新川内水面 漁業協同組合	あゆ	放流	300kg 以上
		こい	放流	5,000尾以上
		やまめ	放流	2,000尾以上
		もくずがに	放流 (親蟹)	25kg 以上
内共第9号 (白岩川上流)	白岩川南部漁 業協同組合	やまめ	放流	2,000尾以上
		いわな	放流	2,000尾以上
		こい	放流	2,000尾以上
内共第10号 (神通川)	富山漁業協同 組合	あゆ	放流	5,000kg 以上
			放流 (親魚)	10,000尾以上
		さくらます	放流	400kg 以上
		やまめ	放流	10,000尾以上
		いわな	放流	5,000尾以上
		こい	放流	10,000尾以上
		ふな	放流	30,000尾以上
		うぐい	人工ふ化	200,000粒以上
内共第11号 (井田川)	婦負漁業協同 組合	あゆ	放流	600kg 以上
		やまめ	放流	10,000尾以上
		いわな	放流	6,000尾以上
		さくらます	汲み上げ放流 (親魚)	20尾以上
内共第12号 (大長谷川)	婦負漁業協同 組合	やまめ	放流	2,000尾以上
		いわな	放流	2,000尾以上
		こい	放流	5,000尾以上
内共第13号 (百瀬川)	庄川沿岸漁業 協同組合連合 会	にじます	放流	5,000尾以上
		いわな	放流	10,000尾以上
		こい	放流	2,500尾以上
		うなぎ	放流	20kg 以上
内共第14号 (庄川)	庄川沿岸漁業 協同組合連合 会	あゆ	放流	5,000kg 以上
			放流 (親魚)	7,000尾以上
		さくらます	放流	400kg 以上
		にじます	放流	30,000尾以上
		やまめ	放流	11,000尾以上
		こい	放流	5,000尾以上
		うぐい	人工ふ化	50,000粒以上
うなぎ	放流	100kg 以上		

内共第15号 (庄川上流)	庄川沿岸漁業 協同組合連合 会	にじます	放流	20,000尾以上
		やまめ	放流	4,000尾以上
		いわな	放流	50,000尾以上
		こい	放流	10,000尾以上
		うぐい	放流(親魚)	100尾以上
		うなぎ	放流	50kg以上
内共第16号 (小矢部川)	小矢部川漁業 協同組合	あゆ	放流	1,500kg以上
		やまめ	放流	2,000尾以上
		いわな	放流	2,000尾以上
		こい	放流	5,000尾以上
		ふな	放流	3,000尾以上
		うぐい	産卵場造成	500m ² 以上
		もくずがに	汲み下ろし放 流(親蟹)	100kg以上
内共第17号 (宮川及び高原 川)	富山漁業協同 組合 宮川下流漁業 協同組合 高原川漁業協 同組合	あゆ	放流	1,000kg以上
		やまめ	放流	10kg以上
		いわな	放流	5kg以上

2 放流する魚の大きさ

魚種名	1尾あたりの大きさ
あゆ	3g以上
いわな	2g以上
うなぎ	20g以上
かじか	5g以上
こい	9g以上
さくらます	2g以上
にじます	6g以上
ふな	9g以上
やまめ	2g以上
もくずがに	甲幅5cm以上

3 種苗放流についての留意事項

- (1) やまめの放流については、あまごが混入しないよう努めること。
- (2) こいの放流については、PCR検査(ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。)を受け、コイヘルペスウイルスが検出されなかったことが証明されて

